

3、障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消を推進する法律(障害者差別解消法)は、差別の定義がないこと、合理的配慮の提供について、国や地方自治体は法的義務としているが、民間については努力義務とされていること、紛争解決の仕組みについても、新たな組織を設けず、既存のもの活用をうたうにとどまっているなどの課題を抱えています。差別解消に向けて一歩前進するものと考えます。
 障害者差別解消法に対する貴党のご見解をお教えてください。

Q3-1 障害者差別解消地域支援協議会について

- ① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。
- ② 3年後の施行までに、まずは数か所のモデル事業を行うべきである。
- ③ その他

②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。		③ その他	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	① 3年後の施行までに、すべての地方公共団体に設置すべきである。	
協議会については、障がい当事者の意見を反映したモデル事業を紹介しつつ地方公共団体に設置を促していくべきと考えます。		障害者差別解消地域支援協議会については、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて早期に設置することが望ましいと考えます。						

Q3-2 法の運用にあたっての障害者差別の定義に、以下の事項が含まれると考えますか。(複数回答可)

- ① 直接差別に限定すべきである。
- ② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。
- ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。
- ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。
- ⑤ その他

⑤ その他

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
⑤ その他		⑤ その他	② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。 ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。 ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	⑤ その他	② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。 ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。 ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	② 直接差別に加えて、間接差別も含めるべきである。 ③ 直接差別に加えて、関連差別も含めるべきである。 ④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	④ 直接差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めるべきである。	
障がいがあることを理由とする差別を解消する為には、あらゆる差別に加えて、合理的配慮の不提供も含めた定義が望ましいと考えます。		法の運用にあたっての障がい者差別の定義については、今後、運用事例を積み重ねながら検討を進めるべきと考えます。		直接差別、間接差別、関連差別の違いについては、差別禁止部会等でも依然明確な定義が定まっていなと承知している。人々を傷つける「差別」は「差別」なのであって、こうした議論については、観念論ではなく、実体に即して適切に判断されるべきもの。	差別禁止部会の「意見書」を全面的に支持するとともに、障害者権利条約のつとめる立場から、直接差別、関連差別、合理的配慮の不提供すべきの定義が必要だと考えます。	実質的に差別を撤廃していくためには、見かけではわかりにくい、間接差別や関連差別、合理的配慮の不提供を含めて法制度を推進する必要があります。成立した障害者差別解消法では、間接差別や関連差別は対象となっていないかもしれませんが、今後の大きな課題であると考えます。	行政の不作为を認めない積極的対応が必要である。	

ちなみに障害者政策委員会差別禁止部会の議論では、それぞれを以下のように定義して議論がなされました。

- 直接差別とは、「障害を理由とする区別、排除、制限又はその他の不利益取扱い」をいう。
- 間接差別とは、「外形的に中立的な基準、規則、又は慣行を障害者に適用することにより、その障害がなかったであろう場合と比較して不利益をもたらす取扱い」をいう。
- 関連差別とは、「障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限又はその他の不利益取扱い」をいう。
- 合理的配慮とは、「障害者が他の者と平等に特定の機会に参加し又はこれを利用するうえで必要となる現状の変更調整、社会的障壁の除去又はその他の人的、物的手段の提供」をいい、これを怠ることは差別となる。

※ただし直接差別を除いて、正当化事由や例外事由が認められる場合を除外します。

Q3-3 法施行後3年の見直しにおいて、第8条第2項の事業所の合理的配慮の提供の努力義務を、第7条第2項の行政機関等と同じように義務規定に改正する必要があると考えますが、

- ① 義務規定に改正すべきである。
 - ② 努力規定のままでよい。
 - ③ その他
- ②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
③ その他		③ その他	③その他	③その他	① 義務規定に改正すべきである。	① 義務規定に改正すべきである。	① 義務規定に改正すべきである。	
事業者については、法施行後3年の間の実施状況を検討し、義務化に向けてその工程を示し、期日を定めて進めることが望ましいと考えます。また、実施状況によっては、義務規定を検討すべきと考えます。		第8条2項に規定する内容等については、今後適切に検討を行い、その結果に応じて見直しを行うべきと考えています。	3年後に法が施行され、さらにその3年後に見直しが行われることとなり、合計6年の期間が担保されている。この間、民間事業者に対して合理的配慮の提供を義務づけることが、過度な負担とならないかを十分見極めた上で、できるだけ前倒して判断すべきであると考えます。	義務規定化については、今後障害者の方、家族の会、規制される側等広く各般の意見を聞き、検討される必要がある。				